

「ピカルブトラゾクス」及び「フルジオキシニル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

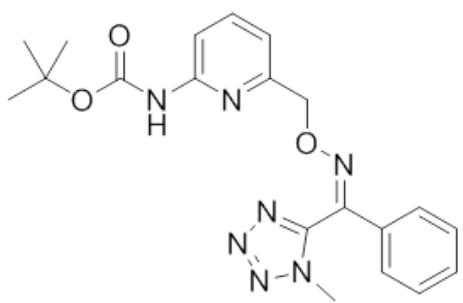
1. ピカルブトラゾクス（農薬）
2. フルジオキシニル（農薬）

ピカルブトラゾクス

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年10月29日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピカルブトラゾクス(Picarbutrazox)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	テトラゾール誘導体の殺菌剤である。作用機構は不明であるが、ミトコンドリアの電子伝達系複合体 I や複合体 III の阻害剤とは異なる新規の作用機構により、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、稲、だいこん、ブロッコリー等への新規登録申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

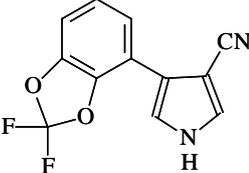
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルジオキシソニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年6月24日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請及び「魚介類」への基準値設定の要請を受理
- ・平成27年6月26日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルジオキシソニル(Fludioxonil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。糸状菌の原形質膜に作用することにより、物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取込みを阻害することで、抗菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、トマト、キャベツ等 今回、ぶどうへの適用拡大申請及び魚介類への基準値設定要請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.4mg/kg 体重/day ARfD = 設定の必要なし
	国際基準	豆類、レタス等
	諸外国	米国基準: 豆類、柑橘類、やまのいも、綿実等 カナダ基準: かぶ、大豆、えだまめ、そらまめ等 EU基準: ぶどう、いちご、柑橘類、トマト等 豪州基準: キウイフルーツ、もも、ばれいしょ等 ニュージーランド基準: ぶどう、いちご等
		インポートトレランス要請: その他のきく科野菜(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成19年6月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年11月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年7月16日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成22年11月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年4月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年6月30日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成25年8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年11月11日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.33mg/kg 体重/day	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【フルジオキサニル】

- ・急性神経毒性試験
- ・亜急性神経毒性試験
- ・28日間亜急性経皮毒性試験
- ・遺伝毒性試験
- ・28日間免疫毒性試験
- ・家畜残留試験
- ・生物濃縮性試験
- ・作物残留試験